

情報処理技術者の選考採用について（係員級・技術系）

内閣官房内閣情報調査室では、次のとおり情報処理技術者の選考採用（係員級・技術系）を実施いたします。

1 職務内容

内閣官房内閣情報調査室において、情報ネットワークシステム等の情報通信基盤の構築・保守管理、サイバー情勢に関する情報収集・分析等の情報処理技術を用いる業務に従事する係員級職員として採用します。採用後は、国家公務員採用一般職試験合格者相当として任用されます。

2 求める人材

- (1) 公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- (2) 課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
- (3) 適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことができる能力を有する者
- (4) 各種経験（職務経験に限らない）を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者
- (5) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有する者

3 応募資格

次の(1)から(3)までの全てに該当する者

- (1) 次のア又はイのいずれかに該当すること
 - ア 次のいずれかの情報処理技術者試験に合格した者（応募時までに実施された試験について合格見込みの者も含みますが、合格に至らなかった場合は採用できません。）
 - (ア) 応用情報技術者試験
 - (イ) ITストラテジスト試験
 - (ウ) システムアーキテクト試験
 - (エ) プロジェクトマネージャ試験
 - (オ) ネットワークスペシャリスト試験
 - (カ) データベーススペシャリスト試験
 - (キ) エンベデッドシステムスペシャリスト試験
 - (ク) ITサービスマネージャ試験
 - (ケ) システム監査技術者試験
 - イ 情報処理安全確保支援士試験に合格した者その他これと同等以上の能力を有すると認められる者

同等以上の能力を有すると認められる者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ・ サイバーセキュリティに関する知識及び技能を要する事務に従事し、又は従事していた者であって、経済産業大臣の定めるところにより、経済産業大臣が認定した者（情報処理の促進に関する法律施行規則（平成 28 年経済産業省令第 102 号）第 1 条第 1 項第 1 号関係）
- ・ 独立行政法人情報処理推進機構が行うサイバーセキュリティ対策に資する知識及び技能の講習であって、情報処理安全確保支援士試験の科目の合格に必要な知識及び能力を習得できるものとして経済産業大臣が指定したものを修了した者（修了した日の翌日から起算して一年以内に第 3 項又は第 4 項の申請をし、登録資格認定を受けた場合に限る。）（同施行規則第 3 条第 1 項関係）

（2）1986 年（昭和 61 年）4 月 2 日以降に生まれた者

雇用対策法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第 3 号イにより、長期にわたる継続勤務により職務に必要な能力の開発及び向上を図ることを目的として募集するため。

（3）次のいずれにも該当しないこと

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 国家公務員法第 38 条の規定により国家公務員となることができない者（ア）拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者（イ）一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受けその処分の日から 2 年を経過しない者
- （ウ）日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4 採用予定人数

若干名

5 採用予定時期

令和 8 年 4 月 1 日以降（具体的な時期は、採用決定後に個別に相談可。）

6 勤務地

原則として、内閣府本府庁舎（東京都千代田区永田町 1-6-1）において勤務いただくことを想定しています。

7 給与

採用当初の俸給月額は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、職務経歴等を勘案して決定されます。

俸給月額のほか、地域手当、本府省業務調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当（ボーナス）等の適用があります。

（参考：大卒初任給約 28 万円以上（地域手当、本府省業務調整手当を含む。）
超過勤務手当、期末・勤勉手当（ボーナス）超過勤務手当その他の手当は別途支給。）

8 勤務時間・休暇

原則として勤務時間は 1 日 7 時間 45 分で、土・日曜日及び祝日、年末 12 月 29 日から年始 1 月 3 日までは休みです。（ただし、勤務形態は、所属する部署により異なるため、人事異動により他の部署に異動した場合は、変更となる場合があります。）

休暇には、年 20 日の年次休暇（4 月 1 日採用の場合、採用の年は 15 日。残日数は 20 日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）、介護休暇等を利用できます。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休暇制度等を利用できます。

9 選考日程、選考方法及び試験地

1 次選考 書類選考（10 に記載の提出書類の審査・2 月初）

2 次選考 面接試験（2 月初～中旬に予定。面接試験は、内閣府本府庁舎（東京都千代田区永田町 1-6-1）において実施予定。）

書類選考合格者に対してのみ、2 次選考（面接試験）の日時等を連絡いたします。

10 応募方法

令和 8 年 2 月 2 日（月）までに、以下（1）から（5）までの書類を郵送又は電子メールにて送付ください（募集期限必着）。

なお、応募書類は返却いたしません。また応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。

<提出書類> （3）は該当者のみ提出下さい。

（1）履歴書（市販の用紙で可） 要、顔写真貼付

（2）志望動機をまとめたもの（A4 横書 1 枚以内）

（3）職務経験の概要をまとめたもの（A4 横書 1 枚以内）

（4）情報処理技術者試験等の合格証明書の写し（複数の場合は全て）

合格見込みで応募した方は、情報処理技術者試験の合格発表後3日以内に、IPA ウェブサイト受験者マイページにおける合格を証明する画面をPDF形式で印刷し、受検を証明する書類（受験票等）の写しを提出すること。

（5）論文（御自身の専門性を踏まえ、情報通信基盤の構築・保守管理やサイバー情勢に関する情報収集・分析等という観点から内閣情報調査室においてどのような貢献ができると考えているかを具体的に述べてください）
(A4 横書 2枚程度)

<応募書類の宛先>

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

内閣官房内閣情報調査室総務部 情報処理技術者選考採用担当

<電子メールによる送付の場合>

電子ファイルで送付する場合は、[リンク先のメールフォーム](#)に必要事項を入力後、送信していただければ、採用担当より電子メールにて送信先を連絡させていただきます。

送信先の電子メールの件名に「情報処理技術者選考採用 応募書類提出」と記載の上、応募書類データをPDFファイルにてご送付下さい。

<お問い合わせ等について>

採用担当（電話：03-5253-2107）

以上